

上野事務所ニュース

28年7月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

障害者雇用にかかる制度等について

【障害者雇用状況報告書】

毎年12月時点の雇用保険被保険者数が一定数以上（ハローワーク千葉管轄の場合は50人以上）の会社に対して、ハローワークから「障害者雇用状況報告書」が送られます。該当する場合は毎年7月15日までに管轄のハローワークへ提出します。

記載する常用雇用労働者に役員は含まれませんが、兼務役員は人数に含みます。1年を超えて雇用される見込みがある労働者または1年を超えて雇用されている労働者が対象です。

勤務が週30時間以上の場合は、常用雇用労働者、週20時間以上30時間未満の場合は、短時間労働者の数に記入します。

【障害者雇用率制度】

雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率2.0%※建設業など業種により除外率が設定されている場合があります）以上になるよう義務付けられています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

法定雇用率2.0%の一般の事業所では、労働者50人以上の事業所で50人につき1人身体障害者または知的障害者の雇用義務が生じます。ただし、障害者の雇入れがなく未達成事業所で

も100人以下の事業所にはペナルティはありません。

【障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金】

（障害者雇用納付金）

- 常用雇用労働者数101人以上の事業所で義務が生じます。不足人数1人当たり月額5万円納付します。
- 100人超え200人以下の事業所では、H27.4.1～H32.3.31の間、不足人数1人当たり月額5万円から4万円に減額されます。

（障害者雇用調整金）

- 常用雇用労働者数101人以上の事業所に支給されます。超過人数1人当たり月額27000円支給されます。
- 常用雇用労働者数100人以下の事業所でも、雇用障害者数が一定数を超えている場合、障害者雇用報奨金が月額21000円支給されます。

賞与届の対象となる給与

賞与についても健保険、厚生年金保険の届出を行います。

対象となる賞与とは、”賞与”という名前で支給されるものだけではありません。「〇〇手当、××代、〇×一時金」など、名称を問わず労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下支給のものは対象となります。

年4回以上支給することが、就業規則などに定められている場合は、賞与ではなく、毎月の給与とみなされます。たまたま支給が年間で4回以上となっ

た場合はこの限りではありません。

賞与の保険料は、健康保険は一般的な財源とされますが、厚生年金保険は以下の式のように、年金の報酬比例部分に反映されます。

年金記録に記載されるため、「あの時賞与をもらっていたはず」などと労使のトラブルの元となる可能性があります。たとえ少額でも届出ましょう。

～年金の計算方法（一部を抜粋）～

平成 15 年 4 月 以後の期間の 平均標準報酬額	生年月日に応じて \times 7,692/1000 ~	平成 15 年 4 月 以後の被保険者 期間の月数
	5,769/1000	

この部分に賞与額が反映されます

※式は、年金額全体を表すものではありません。

職場における 熱中症対策

昨年は、職場における熱中症により全国で 29 名の労働者が死亡しています。建設業、警備業、農業での労災が特に多いようです。

上記のような炎天下で作業を行う業種は特に注意が必要ですが、屋内で仕事をしている方でも熱中症の危険があります。初夏は、身体が暑さに慣れてないことと、熱中症に対しての労働衛生教育が不十分であるため、熱中症になる方が多いようです。

労働者に対して、早くから熱中症の症状を周知し、症状が認められた場合には休憩をとらせ、症状が改善しない場合は病院に連れて行く、などの措置をとれるようにしておきましょう。

熱中症の症状には、以下のようなもののがあげられます。

- ①めまい・立ちくらみ
- ②筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）
- ③大量の発汗
- ④頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐
- ⑤意識障害・痙攣・手足の運動障害

熱中症の発症に気付くのが遅れ、症状が悪化していた、ということのない

よう、作業場所の巡回等を頻繁に行い、作業場所及び労働者の状態を把握・確認しておくことが大切です。

日除けや風通しを良くするための設備を設置する、涼しい場所で休憩を頻繁にとらせる等の対策を行いましょう。

節電のためのエアコン不使用も、過度にならないようご注意ください。

熱中症になる人は水分を補給していくものの塩分を補給していないことが多いようです。予防の為水分だけでなく塩分の補給も行うようにしましょう。

Q&Aなぜなにどうして？

Q: 就業規則に則って本人と話し合
いの上、当日付で解雇した者
がいます。30 日分の解雇予
告手当の支払いは給与と一
緒に振り込もうと考えてい
ますが問題はありますか？

A: 解雇予告手当は解雇予告と同時に支払うことが原則です。しかし、給与支払日に給与と一緒に支払いたいと考える場合が多いようです。

解雇予告手当の支払いが解雇予告と同時でない場合、即時解雇とはならぬいため、解雇予告手当に加えて休業手当の支払いが必要になることもありますので注意が必要です。

行政解釈では、解雇予告なし解雇予告手当の支払いが行われていない解雇は、少なくとも解雇の通知後 30 日の期間を経過するか所定の解雇予告手当の支払いがなされるまでは無効と解されることから、解雇と同時であるべきとされています（昭和 23.3.17 基発第 464 号）。

また、退職した労働者から賃金について請求があった場合には、請求があつた日から 7 日以内に支払わなければなりません（労基法第 23 条）。